

組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2024年4月 VOL. 93

<http://accumulation.or.jp>

組合員の皆様へ

今年も全国各地で桜が開花し、ようやく暖かい気候となりましたが、特にスギ・ヒノキによる花粉症は例年以上に流行しておりますので、野外作業時にはゴーグル、マスク着用による感染対策を徹底願います。又、一日の間で寒暖の差が激しい気候が続きますので、インフルエンザ等感染症対策を行い、体調管理に十留意願います。

【再度】実施状況報告書について

2023年度（報告対象期間 2023.04.01～2024.03.31）の「実施状況報告書」

（省令様式第10号）は **2024年4月末までに必ず組合までにご提出をお願いします。**

報告事項は以下の通りです。

- * 技能検定受検状況
- * 実施体制
- * 労働条件
 1. 実労働日数
 2. 所定内実労働時間数
 3. 超過実労働時間数
 4. きまって支給する給与額（超過労働給与額を含む）
 5. 賞与、期末手当等特別給与額
 6. 控除額（食費、住居費、税・社会保険料、その他）
 7. 昇給率
- * 行方不明者の発生状況 等々

原則、報告書は実習実施者自ら記載し提出することが求められておりますので、ご対応を宜しく願います。不明点がありましたら、組合の担当者または事務局までにお問い合わせ頂くようお願いいたします。

※様式は添付致しますので、ご利用ください。

機構のホームページ https://www.otit.go.jp/youshiki_03/ からダウンロードもできます。

緊急連絡先

| | | | |
|----------|--------------------|--------------------|------------------|
| 【事務局】 | TEL : 048-755-9591 | FAX : 048-755-9827 | |
| 【組合職員携帯】 | 070-1229-0925（日水） | 070-3667-8667（杉戸） | 090-2323-7188（王） |

技能実習制度の見直し

- ・日本政府は 2024 年 3 月 15 日に外国人技能実習制度を廃止し、新たに外国人材の確保を目的とした新制度「育成就労」を創設する出入国管理・難民認定法などの改正案を閣議決定しました。
- ・従来の技能実習制度が国際貢献人材育成を目的としていたのに対し、新制度では人材確保と人材育成を目的としており、基本的に 3 年間で一定の技能水準に育成し、在留資格「特定技能」への移行を促すことで長期的な就労につなげる狙いがあります。
- ・特定技能制度は適正化を図った上で現行制度が存続されるため、外国人労働者の就労は特定技能制度を中心とした制度設計に移行していくとみられます。
- ・「育成就労」制度における受入れ対象分野については、国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は受入れ対象外となる方針の為、現行の技能実習制度から大幅な変更が生じる業種も考えられます。
- ・「育成就労」制度は育成期間を経て特定技能への移行を目指す制度であり、外国人が就労できる業務の範囲は移行先の制度である「特定技能制度の設定分野」に限定されます。
- ・季節性のある分野である農業・漁業については業務の実情に応じた「受入れ・勤務形態」について、就労の柔軟化が検討される模様です。
- ・現行の技能実習制度においても、「やむを得ない事情がある場合」には受入れ先の転籍は認められていますが、「育成就労」制度では「やむを得ない場合の転籍」の範囲が拡大され、手続も柔軟化されます。
- ・外国人労働者と認識の相違などにより、やむを得ない場合の転籍が発生すると、受入れ企業にも大きな影響が出ますので、こうした事態を避けるためには労働条件通知書の提示や本人説明の方法、説明内容を記録に残すといった実務を厳密に進めていくことが重要になります。
- ・勤労期間が 1 年を超えているなどの条件を満たせば「本人意向による転籍」も認められるようになりますので、外国人労働者の賃金がより高く利便性の良い三大都市圏の企業に移動してしまうことも考えられます。
- ・「育成就労」制度の転籍支援については、監理団体が中心に行います。
- ・外国人労働者の監理団体には、現行の技能実習制度における監理業の免許とは別に「育成就労」制度の新たな要件に則った許可申請が必要になります。
- ・従来の外国人技能実習機構は新たな制度のもとで改組され、労働基準監督署や地方出入国管理局と連携して、「育成就労」制度と特定技能制度の両方について相談業務を担当し、監督機能を持つと考えられています。
- ・特定技能制度の登録支援機関には、現状ではほぼ監督がなく、立ち入り調査や定期的な監査も行われていませんが、新たな機関が関与することになった後の実務は厳格になると思われます。
- ・受入れ機関側の要件として、人材育成の観点から受入れ人数枠を適正化する方針であり、現行の特定技能制度における分野別協議会への加入が求められる見込みです。
- ・従来の特定技能制度では、技能実習を経て特定技能 1 号の在留資格を得る「技能実習ルート」と、技能検定 3 級等及び日本語能力試験 N4 等の合格によって特定技能 1 号の在留資格を得る「試験ルート」の二つありましたが、「育成就労」制度では「試験ルート」のみに整理される見込みです。
- ・特定技能外国人の支援業務について、委託先は登録支援機関に限定され、配置される職員や支援実績の透明性を高めることとされています。
- ・送出し機関による訪日の手数料に関しては国によって大きな開きがあり、その透明化が必要になっており、高額な手数料を徴収する悪質な機関の排除を目指します。
- ・国会での改正法審議は 2024 年 3 月～6 月に実施され、改正法の施行は 2025 年～2027 年となる見込みです。

※実施状況報告
受理番号

実施状況報告書

令和 6 年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者

（団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明）

監理団体 協同組合アキュミュレーション
代表理事外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第21条第1項の規定により、
下記のとおり技能実習の実施の状況に関する報告書を提出します。

記

| | | | | | |
|---|--|----------------------------------|----------------------------|----------|----------|
| 1 報告対象期間 | | 令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日 | | | |
| 2 実習実施者 | ①実習実施者届出受理番号 (ふりがな) | | | | |
| | ②氏名又は名称 | | | | |
| | ③住所 | 〒 - - (電話 - -) | | | |
| | ④業種 | 大分類 (、) 小分類 (、) | | | |
| | ⑤職種 (最も多く受け入れているもの) | コード番号 () 職種名 () | | | |
| 3 報告対象技能実習生数 (上記1の期間中の在籍者に限る。入国後講習中の者は除く。) | | 第1号 人、第2号 人、第3号 人 | | | |
| 4 技能検定等受検状況 (上記3の技能実習生に限る。) | 試験区分 | | 修了者数 | うち受検者数 | うち合格者数 |
| | ①基礎級程度 (第1号修了者) | 実技 | 人 | 人 | 人 |
| | | 学科 | 人 | 人 | 人 |
| | ②3級程度 (第2号修了者) | 実技 | 人 | 人 | 人 |
| | | 学科 | 人 | 人 | 人 |
| | ③2級程度 (第3号修了者) | 実技 | 人 | 人 | 人 |
| | | 学科 | 人 | 人 | 人 |
| 5 労働条件等 | | | 第1号技能実習生 (入国後講習中の者を除く。) | 第2号技能実習生 | 第3号技能実習生 |
| | (1) 実労働日数 | | 平均 日/月 | 平均 日/月 | 平均 日/月 |
| | (2) 所定内実労働時間数 (実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの。) | | 平均 時間/月 | 平均 時間/月 | 平均 時間/月 |
| | (3) 超過実労働時間数 (早出、残業、休日労働等) | | 平均 時間/月 | 平均 時間/月 | 平均 時間/月 |
| | (4) きまって支給する現金給与額 (超過労働給与額を含む。) | | 平均 円/月 | 平均 円/月 | 平均 円/月 |
| | ①うち超過労働給与額 (時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等) | | 平均 円/月 | 平均 円/月 | 平均 円/月 |
| | ②うち通勤手当 | | 平均 円/月 | 平均 円/月 | 平均 円/月 |
| | ③うち精皆勤手当 | | 平均 円/月 | 平均 円/月 | 平均 円/月 |
| | ④うち家族手当 | | 平均 円/月 | 平均 円/月 | 平均 円/月 |
| | (5) 上記1の期間中の賞与、期末手当等特別給与額 | | 平均 円 | 平均 円 | 平均 円 |

| | | | | | | | |
|---|---------------------|---------------|-----|-------|-----|----|-----|
| (6) 控除額 | | | | | | | |
| | ①食費 | 平均 | 円/月 | 平均 | 円/月 | 平均 | 円/月 |
| | ②居住費 (水道、光熱費含む。) | 平均 | 円/月 | 平均 | 円/月 | 平均 | 円/月 |
| | ③税・社会保険料 | 平均 | 円/月 | 平均 | 円/月 | 平均 | 円/月 |
| | ④その他 | 平均 | 円/月 | 平均 | 円/月 | 平均 | 円/月 |
| (7) 昇給率 | ①第2号移行時 | | | 平均 | % | | |
| | ②第3号移行時 | | | | | 平均 | % |
| 6 技能実習の継続が困難となった技能実習生数 (上記1の期間中に限る。) | | (うち行方不明者数、割合) | | | | 人 | % |
| 7 他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ状況及び 実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無 | | | | 人数 | 人 | | |
| | | | | 登録の有無 | 有・無 | | |
| 8 地域社会との共生 に向けた取組の実施 状況 | | | | 取組概要 | | | |
| | ①日本語学習支援 | | | | | | |
| | ②地域社会との交流の機会提供 | | | | | | |
| | ③日本文化を学ぶ機会の提供 | | | | | | |
| 9 備考 | | | | | | | |

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 欄の④は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。
- 3 欄は、技能実習の終了時点（「技能実習実施困難時届出書」を提出した場合を含む。）又は3月31日時点での区分（第1号から第3号まで）に応じた人数を記載すること。
- 5 欄の（1）～（6）は、3 欄に記載した技能実習生について、区分ごとの平均を算出すること。
- 5 欄の（4）の算出に当たっては、月中で技能実習を開始又は終了したことにより当該月の給与額が1か月分に満たない場合は、当該額を除いて1か月あたりの平均額を算出すること。
- 5 欄の（7）は、1 欄の期間中に第2号又は第3号へ移行した者がいる場合は、当該者の賃金の上昇率（複数人の場合はそれらの賃金の平均上昇率）を記載すること。
- 6 欄の行方不明者の割合は、3 欄の人数に占める割合を算出すること。
- 8 欄は、該当があれば取組概要を記載した上、その具体的内容が分かるものを必要に応じて添付すること。
- 9 欄は、報告担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

記載例

別記様式第10号 (第23条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

| | |
|-----------------|--|
| ※実施状況報告 受理番号 | |
|-----------------|--|

実施状況報告書

令和 X年 X月 X日

外国人技能実習機構 理事長 殿

株式会社入厚

代表取締役社長 XX XX

(団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明)

監理団体 管庁労働協同組合

理事長 XX XX

認定計画上の技能実習開始予定年月日が報告対象期間であっても、**実際の実習開始年月日が報告対象期間と異なる場合は、今時報告対象とはなりません。**

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生に対する保護に関する法律第21条第1項の規定により、下記のとおり技能実習の実施の状況に関する報告書を提出します。

記

| | | | | |
|---|--|--|--|----------------|
| 1 報告対象期間 | | 令和 5年4月1日 ~ 令和 6年3月31日 | | |
| 2 実習実施者 | ①実習実施者届出受理番号 (ふりがな) | 実180101 かぶしきがいし | 【業種】 主な業種の日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載して下さい。 【職種】 技能実習生を最も多く受け入れている職種を記載して下さい。 | |
| | ②氏名又は名称 | (株)入厚 | | |
| | ③住所 | 〒100-8501 東京都千代田区千代田 | | |
| | ④業種 | 大分類 (A、農業) 小分類 (011、耕種農業) | | |
| | ⑤職種 (最も多く受け入れているもの) | コード番号 (1-1-2) 職種名 (耕種農業) | | |
| 3 報告対象技能実習生数 (上記1の期間中の在籍者に限る。入国後講習中の者は除く。) | | 第1号 5人、第2号 3人、第3号 2人 | | |
| 4 技能検定等受検状況 (上記3の技能実習生に限る。) | 報告対象期間中に受け入れた技能実習生数を記載して下さい。ただし、入国後講習中の者は除きます。技能実習区分ごとの人数について、必ず漏れのないよう記載してください (例えば、「5 労働条件等」の第3号技能実習生欄に記載があるにも関わらず、当欄の第3号の人数が空欄となっているなど、記載が漏れている場合があります。)。 | | うち受検者数 | うち合格者数 |
| | ①第1号 (第3号) | 4人 | 3人 | 3人 |
| | ②第2号 (第3号) | 4人 | 3人 | 3人 |
| | ③第3号 (第3号修了者) | 2人 | 2人 | 1人 |
| 5 労働条件等 | 第1号技能実習生 (入国後講習中の者を除く。) | | 第2号技能実習生 | 第3号技能実習生 |
| | (1) 実労働日数 | 平均 21 日/月 | 平均 21 日/月 | 平均 21 日/月 |
| | (2) 所定内実労働時間数 (実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの。) | 平均 168 時間/月 | 平均 168 時間/月 | 平均 168 時間/月 |
| | (3) 超過実労働時間数 (早出、残業、休日労働等) | (1)の実労働日数については、技能実習生が就労した月平均の実労働日数を記載してください。ただし、月中で技能実習開始又は終了した月は除きます。以下(2)~(4)、(6)についても、同様の考え方により記載して下さい。 | | |
| | (4) きまって支給する現金給与 (超過労働給与を含む。) | 平均 222,600 円/月 | 平均 222,600 円/月 | 平均 222,600 円/月 |
| | ①うち超過労働給与 (時間外手当、深夜手当、宿日直手当等) | 平均 15,000 円/月 | 平均 15,000 円/月 | 平均 15,000 円/月 |
| | ②うち通勤手当 | 平均 5,000 円/月 | 平均 5,000 円/月 | 平均 5,000 円/月 |
| ③うち精皆勤手当 | 平均 1,000 円/月 | 平均 1,000 円/月 | 平均 1,000 円/月 | |
| ④うち家族手当 | 平均 0 円/月 | 平均 0 円/月 | 平均 0 円/月 | |
| (5) 上記1の期間中の賞与、期末手当等特別給与額 | 平均 369,600 円 | 平均 386,400 円 | 平均 403,200 円 | |
| | | (5)の賞与、期末手当等特別給与額については、技能実習生に支払われた額の合計を、支払われた技能実習生数で除した平均額を記載して下さい。 | | |

| | | | | |
|---|--|--|---------------|---------------|
| (6) 控除額 | | | | |
| ①食費 ②居住費 (水道、光熱費含む。) ③税・社会保険料 ④その他 | 平均 | 25,000 円/月 | 平均 25,000 円/月 | 平均 25,000 円/月 |
| | (7) 昇給率について、第2号移行時は、第1号技能実習生の「(4) しまって支給する現金給与額」から同欄①～④までの額を除いた額と、第2号の当該額を比較した昇給率を記載してください。第3号移行時は、第2号から第3号への昇給率を記載してください。 | | | |
| | (7) 昇給率 | ①第2号移行時 | 平均 4.5 % | |
| | | ②第3号移行時 | | 平均 4.3 % |
| 6 技能実習の継続が困難となった技能実習生数 (上記1の期間中に限る。) | | (うち行方不明者数、割合) | 1人 | 10.0% |
| 7 他の実習実施者における技能実習の継続が困難と 実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無 | | 報告事業年度内の行方不明者数(当欄の行方不明者数)を「3 報告対象技能実習生数」欄の合計人数で除して算出した割合を記載してください。 | 0人 | 無 |
| 8 地域社会との共生 に向けた取組の実施 状況 | ①日本語学習支援 | 取組概要 | | |
| | ②地域社会との交流の機会提供 | 週1回、元教師のボランティア講師による学習 | | |
| | ③日本文化を学ぶ機会の提供 | 自治体開催の美化イベントに参加 町内会イベントの礼儀作法講習に参加 | | |
| 9 備考 | | | | |

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 2欄の④は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。
- 3欄は、技能実習の終了時点(「技能実習実施困難時届出書」を提出した場合を含む。)又は3月31日時点での区分(第1号から第3号まで)に応じた人数を記載すること。
- 5欄の(1)～(6)は、3欄に記載した技能実習生について、区分ごとの平均を算出すること。
- 5欄の(4)の算出に当たっては、月中で技能実習を開始又は終了したことにより当該月の給与額が1か月分に満たない場合は、当該額を除いて1か月当たりの平均額を算出すること。
- 5欄の(7)は、1欄の期間中に第2号又は第3号へ移行した者がいる場合は、当該者の賃金の上昇率(複数人の場合はそれらの賃金の平均上昇率)を記載すること。
- 6欄の行方不明者の割合は、3欄の人数に占める割合を算出すること。
- 8欄は、該当があれば取組概要を記載した上、その具体的内容が分かるものを必要に応じて添付すること。
- 9欄は、報告担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。